

マイナンバー制度への対応について

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入に向け、本年10月5日に、マイナンバー(個人番号)として市区町村から12桁の番号が付番され、全国民への通知が開始されました。企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、支払調書の作成、及び社会保険料の支払い・事務手続きなどでマイナンバーの取扱が必要となり、対象業務の洗い出しや対処方針の決定等、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

マイナンバー制度の導入スケジュールへの対応準備、および今後の取り組みについて以下に示します。

I. マイナンバー制度への対応準備

1. 平成 27 年 10 月～ 国民への個人番号の通知開始

- (1) マイナンバーは、平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、それ以降、市区町村から住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が郵送されます。
- (2) 簡易書留には、マイナンバーの「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」、返信用封筒が同封されています。
- (3) 「個人番号カード」は無料で交付され、便利な機能を持っています。例えば、個人番号を証明する書類、本人確認の際の身分証明書、また、市区町村が提供する様々なサービスを受けるときに利用できます。将来的には各種行政手続きのオンライン申請、各種民間のオンライン取引、コンビニにおける各種証明書の取得などの利用が検討されています。
- (4) 「個人番号カード」の交付を受けるために、「個人番号カード交付申請書」に顔写真を張り付け返信用封筒に入れて、ポストに投函しましょう。

2. 平成 28 年 1 月～ 順次、個人番号の利用開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市区町村が交付)

- (1) 平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきます。運転免許証などの本人確認書類、通知カードを持ち、市区町村窓口に取りに行きましょう。本人確認の上、暗証番号を設定し「個人番号カード」が交付されます。
- (2) マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で各種書類などにマイナンバーを記載することが必要となります。マイナンバーは、法律で定められた範囲以外(社会保障、税、災害対策の分野)での利用が禁止されており、またその管理にあたっては、安全管理が義務付けられます。

II. マイナンバー使用開始までの対応準備

1. 対象業務の洗い出し

- (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
 - ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
 - ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類
- (2) マイナンバー収集対象者の洗い出し
 - ・従業員等(従業員に加えて、役員やパート、アルバイトを含む)とその扶養家族
 - ・報酬(執筆者謝礼、カメラマン、デザイナー等)の支払先
 - ・不動産使用料の支払先
 - ・配当等の支払先 等

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備(個人番号事務取扱担当者、個人番号収集担当者の任命)
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元(実在)確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
- (5) 物理的安全管理措置の検討(区域管理、漏えい防止等)
- (6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

- (1) 取得までのスケジュールの提示(収集開始時期等の確定)
- (2) 教育・研修
- (3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修

- (1) 人事給与システム
- (2) 健康保険組合システム

5. 委託・再委託先の監督

- (1) 委託先の選定
- (2) 必要かつ適切な監督を行いための契約の締結(取扱状況を把握する方法を含む)

6. 法人番号について

法人にも1法人1つの13ケタの番号が指定され、本年10月以降、国税庁から登記上の本店所在地宛に法人番号を通知(法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されない)。法人番号は広く公表され、マイナンバー(個人番号)と異なり、官民間問わず自由に利用可能。

—参考—

1. 内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省 事業者向けマイナンバー広報資料
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/#c02>
 2. 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」
<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>
 3. Q&A
・社会保障・税番号制度とはよくある質問（FAQ）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/index.html>
 4. マイナンバーコールセンター
0570-20-0178
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A
<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270417qanda.pdf>

個人情報保護法が改正されました（平成27年9月成立）

—取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者も保護法が適用されます—

個人情報保護法が2005年4月に全面施行されてから10余年が経過し、その間、情報通信技術が急速に発展し、法律の制定当時には想定されなかったさまざまな問題が顕著化するようになってきました。このような状況を受け、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上実現の為、個人情報保護法が改正されました。この度の改正ポイントを以下にまとめました。

・個人情報の定義の明確化	⇒	・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当） ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
・適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	⇒	・匿名個人情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 ・個人情報保護方針の作成や届出、公表等の規定の整備
・個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	⇒	・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務） ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
・個人情報保護委員会の新設及びその権限	⇒	・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一本化 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
・個人情報の取扱いのグローバル化	⇒	・国境を超えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
・その他改正事項	⇒	・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の提出、公表等厳格化 ・利用目的の変更を可能とする規定の整備 ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

—参考— 経済産業省「改正個人情報保護法の概要と中小企業の実務への影響」

マイナンバー制度対応 特定個人情報の適正取扱マニュアル 「構築支援ツール」（JIS Q 15001 対策付）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置」において事業者が策定することが求められている特定個人情報の適切な取扱いを確保するための取扱規程等の『モデル規程』を、現在、情報セキュリティ部会において作成しています。発行の詳細につきましては決定次第、日印産連プライバシーマーク審査センターのHPでお知らせします。